

会 議 録

会 議 録	令和 6 年度山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（第 2 回）	
開 催 日 時	令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木） 1 4 時 0 0 分～1 5 時 3 0 分	
開 催 場 所	市役所 3 階大会議室	
出 席 者	山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 特別養護老人ホーム長寿園 地域密着型介護事業所そらり 高千帆苑在宅介護支援センター 社会福祉法人健仁会 介護保険被保険者代表 山陽小野田医師会 山陽小野田市社会福祉協議会 デイサービス有帆 サンライフ山陽在宅介護支援センター 長寿園居宅介護支援事業所 安部慎一郎 上村篤子 上村誉恵 大塚美和子 越智和恵 土井さつき 萩田勝彦 森重陽子 山口辰也 山高正義 渡邊結子	
欠 席 者	山陽小野田市民生児童委員協議会 村田和義	委員数 12 人 出席者数 11 人 欠席者数 1 人
事務担当課 及び職員	福祉部長 吉岡忠司、福祉部次長兼高齢福祉課長 尾山貴子 高齢福祉課技監（地域包括支援センター所長） 荒川智美 高齢福祉課課長補佐 竹内広明 高齢福祉課主査（地域包括支援センター所長補佐） 古谷直美 介護保険係係長 見田健治 高齢福祉係係長 藤永一徳 地域包括支援センター主任 高岡潮理	
会 議 次 第	1 福祉部長挨拶 2 報告 （1） 令和 5 年度決算について （2） 令和 5 年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告について （3） 令和 5 年度認知症初期集中支援チーム活動計画について 3 意見聴取 4 その他	
会 議 結 果	1 について 福祉部長が挨拶を行った。 2 について 会長萩田委員（山陽小野田医師会）が挨拶を行った。 副会長山高委員（サンライフ山陽在宅介護支援センター）が挨拶	

	を行った。 2(1)について 事務局が令和5年度決算について説明を行った。 ○質疑・意見 委員からの質疑はなかった。 2(2)について 事務局が令和5年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告について説明を行った。 ○質疑・意見 委員：訪問介護や訪問看護を利用している方はどの程度いるのか？ 印象でいいのでどのような利用があるのか？ 事務局：通院での介助が必要な方は主に介護タクシーを利用されている方が多い。地域包括支援センターが担当している方は、軽度な方が多いため通院のために訪問看護や訪問介護を利用する方はほとんどいない。 委員：訪問看護が必要な方は軽度な方にはいないのか？ 事務局：要支援認定を受けた方も訪問看護を利用されている。在宅酸素を使用している方が入浴する際の支援や精神疾患や特殊な医療度の高い疾患で健康状態の管理で訪問看護を利用する方もいる。ご家族の相談や指導なども含めて訪問看護を利用している方も多いです。 委員：難病の方もそういったケースになるのか？ 事務局：難病の方は要支援認定ではなく、介護申請した時にすでに要介護認定となられる方が多い。要支援の認定で難病を持たれている方は少ない印象です。 委員：成年後見が増えてきているが何か理由があるのか？ 事務局：特別な理由はないが、成年後見制度の普及啓発として出前講座や成年後見センターの周知としてチラシを配布し、ラジオでもご説明等を行ってきたことで少しずつ広報の活動が結果となっているのだと考えます。 委員：どういった方が相談されるのか？ 事務局：大きく分けて二つのタイプがあります。一つは、ご家族の方が相談に来られる。もう一つは、施設や担当ケアマネジャーが相談に来られるタイプです。 委員：成年後見制度の相談はどの程度あるのか？そして、成年後見が必要と判断される事例があれば教えていただきたい。施設の
--	---

関係者として、今後知っておきたいと思う。

事務局：実際に相談される方は、財産を管理される親族の方がいない身寄りのない方が印象的には増えてきていると思います。例えば、ご高齢でお二人暮らしで、ご主人が妻の介護をしていたけれど、ご主人が認知症になられたり、ご病気になられて介護ができなくなった場合、また、病院に入院したが自宅に戻ることが難しく施設入所を考えていった方がいいが、契約などの手続きをしてくれる親族がいないなどの方が相談としてあがってきています。最近では、身寄りがない方が増えてきているなど感じております。施設入所などで契約や手続きをする方がいない。施設入所しているが、ご家族が高齢でその後の手続きやお金の管理ができなくなった。あるいは、施設に入っている方のご家族がお亡くなりになって管理や対応をする方がいないなどの方が最近では増えてきていると感じております。

委員：実際には後見人が決まるまでに時間がかかると思います。すぐに入所が必要な方がなかなかスムーズに進まないことがあると思います。在宅におられる方で財産管理をしなければいけない、本人に変わって何か手続きをしなければいけない。そういった方がいなければ、施設にいる方とは違って在宅では、お困りごとがすごく出てくると思います。こういった制度がスムーズにいくということの必要性を感じています。

委員：一般介護予防事業について、7か所通いの場の新規ができているが廃止した会場がありましたということで、廃止になった理由があれば教えてほしい

事務局：廃止になった会場は、参加される方が高齢や体調不良で集まることが困難になったという理由で廃止になっております。

委員：人が集まらなくなったということですが、世話人の方ができなくなったという理由ではなく、参加者の方の理由ですか？

事務局：世話人の方も参加者の方も両方が廃止の理由になります。

委員：世話人を探していくことは難しいと思いますが、それを引き継ぐ方をいかに育成していくか、見つけていくかが必要になりますね。参加される方もどんどん高齢になられるので、何かいい案があるといいですね。

委員：須恵校区と高千帆校区で健康遊具を使おうということで集まっています。第4火曜日は須恵、第4金曜日に江汐公園でやっています。須恵公園と江汐公園でそれぞれ中心者がいてやっています。寒い時、暑い時などは、外ではできないので、室内で暖房や冷房を使っているので会場費がかかります。集まった人

数でお金を集めて支払っています。「その費用が市からでたらいいね」とみんなで話していますが市から出るのは無理なので、今は参加者で支払っているという状況です。チラシなどを自分たちで作成し、会場のところではったりロコミで少しずつ広がって先月は3人増えました。減るばかりではなくて増えているところもあるということをお伝えしておきます。

事務局：健康遊具の通いの場に関しては今年度から立ち上げを行って、介護予防応援隊の皆さまにご協力をお願いして活動していただいております。会場費についても、ほかの会場でも会場を借りるために費用がかかる所や暖房費冷房費がかかる所などが数カ所あります。そこについては、皆さまが「やりたい」ということで実施しているということで費用の補助はしていないという状況です。参加者を増やす取り組みとして、ロコミが有力ではありますが、楽しい活動や自分のためになる活動という思いにつながるように、出前講座を利用してきっかけ作りを考えながら、通いの場の参加を増やしたり通いの場を増やしていけたらと考えております。

委員：高齢者の虐待の件数が増えていると感じますが、どんな方が相談に来られているのか？どのような状況で通報し虐待と認定されているのか現状をお聞かせください

事務局：虐待の件数が増えていることに関してですが、虐待の取組はサービス事業所でも取組を行っていただいている。私たち地域包括支援センターでも虐待防止の普及啓発に取り組んでいるところです。その普及啓発の中で通報などが増えてきていること、そして事実確認をしていく中で虐待の認定を行っています。何か特別な取組をしていることはなく、通報というよりはささいな相談の件数も多く、そういったちょっとしたことでも相談してほしいと常々市民の方やサービス事業所、ケアマネジャーに伝えている結果だと思いますが、もちろん件数が減ることを将来的には目指していきたいと考えております。

委員：私どもの施設でも研修会や事例検討などを開催し、虐待防止に努めております。

事務局：居宅介護支援事業所にも新たに虐待防止の指針なりそういった整理をきちんと行うようにとこの度の改正で明記されております。

2(3)について

事務局が令和6年度認知症初期集中支援チーム活動報告を行っ

	た。 ○質疑・意見 委員：目標の達成率とありますが、介護サービスにつながっていないという結果もありましたがそれでも目標達成となるのですか？ 事務局：新規ケースとして対応する際に、担当者がどうすれば、ご本人の目標を達成することができるかという計画を立てます。その計画に基づいてチームで協議し支援を行っていきます。その目標を達成したかどうかということで、目標達成の評価をさせていただきます。 委員：単純にサービスの有無ではないということですか？ 事務局：はいそうです。 3について 意見聴取 ○質疑・意見 委員からの質疑はなかった。 4について 事務局が令和6年度在宅医療・介護普及啓発イベントについて説明を行った。 委員：最後に皆さんに少し質問をしたい。先ほども少し出ましたが「身寄りなし支援」についてです。ケアマネジャーの仕事ではないことまでしている方がいます。「シャドー業務」なんて言葉も出回っているそうですが、地域包括支援センターでも業務外のことを身寄りなし支援として行ったことがあれば教えてください。 委員：身寄りがあっても遠方や高齢ということで、施設に入る準備や入院の準備を自宅に行き、お手伝いすることは多いです。 委員：通帳がないので一緒に探したり、一緒に病院に行ったり、施設や病院に行くために衣服の準備をしたりしています。身寄りがないとやはり、ケアマネジャーの方で動くことがあります。 事務局：居宅支援事業所と地域包括支援センターでは業務の内容が異なる。居宅介護支援事業所のケアマネジャーはあくまでも契約に基づいてケアマネジメントを行う。地域包括支援センターは担当してマネジメントを行っているケースもありますが、それ以外も地域でのケースも持っていてそこにはマネジメント以外の支援も必要な業務の一環として行っています。地域包括支援センターの業務とケアマネジャーさんのシャドウワークは少
--	---

し分けて考えてもいいのかなと思いますが、地域包括支援センターの業務も大変だということもお伝えしておきます。

委員：私事ですが、県外にいる姉の後見人になっています。この度緊急でなくなるかもしれない状態になった時に、社会福祉協議会の方がすごく熱心に動いて下さり、民生委員の方との連携もすごくできていて、私は山口県なのですぐには駆けつけることができないと伝えていると、大丈夫ですよと言われ、今も LINE で情報交換をしています。お金や通帳は社会福祉協議会の金庫に入っています。葬式からお寺のことまで心配しなくていいからねと言ってくださっています。すごく安心しています。姉のいる市はありがたいなと思います。

委員：財産があってもお金の管理は社協でというのは少し誤解があるように思います。意思や判断が取れなくなった方は成年後見人になってきます。社会福祉協議会の金銭管理とは、意思や判断もできるがお金の管理が難しくなっている方の金銭管理になります。ご本人の意思になります。「おろしてきてほしい」と言われればおろしますし、あくまでも本人の意思や判断が必要です。よく病院から「入院代が支払えないから社協で支払ってくれ」と連絡がありますが、金銭管理の契約をしていない方の支払いをすることはできません。ご本人の意思があっても契約を行い行っています。

事務局：先ほど社会福祉協議会の御説明は、あくまでも山陽小野田市の社会福祉協議会の意見ととらえていただいた方がいいかと思います。調べていないので、もしかしたらという枠を超えませんが、今言われた他市の社協のケースでは、法人後見を受けられていて、そういった後見作業をされている可能性もゼロではありませんので、それぞれの体制ややり方によって違う部分もあることを補足させていただきます。

委員：後見人が付くまでに時間がかかる。その間、どうしても地域包括支援センターやケアマネジャーさんがしなければいけないことも増えてしまうことがあると思います。私どもの施設に身寄りがない方が入られた時、生活を保障しないといけないときにどうしてもやらざる負えないときは、地域包括支援センターに文書で記録し、第三者に伝えながらやっていくしかないと思っています。自分のところだけで抱え込むのではなく、連携を取りながら、不正が行われないように連携を取りながらやっていきたいと思っています。

～ 閉会 ～

